平成２３年（フ）第５６３２号
大阪府吹田市佐竹台２丁目４番Ｂ15―301号
債務者　本田　朋美（旧姓吉岡）
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６８１号
神奈川県大和市中央林間４丁目22番12号
債務者　瀧本　博幸
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８７０号
横浜市緑区長津田みなみ台４－２－１　山の手館101号、住民票上の住所横浜市緑区東本郷５丁目17番21号　マルトクハイムＡ棟201号
債務者　二瓶　義明
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９２９号
神奈川県藤沢市石川４丁目36番地の17　ユーテラスＡ２
債務者　大和　哲也
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９３０号
神奈川県藤沢市石川４丁目36番地の17　ユーテラスＡ２
債務者　大和美弥子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０１８号
横浜市鶴見区北寺尾６丁目26番12号　ハイツスポーリア101号
債務者　上指　和巳
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０２８号
横浜市戸塚区下倉田町130番地２　ソフトタウン戸塚411号
債務者　浦田　倫子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０８６号
横浜市青葉区市ケ尾町1168番地１、住民票上の住所横浜市青葉区市ケ尾町1165番地21
債務者　現海　美緒
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１８１号
横浜市港南区野庭町607番地　野庭団地２棟262号
債務者　石川　芳樹
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５５３号
栃木県宇都宮市峰３丁目26番９号
債務者　大越由里子
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５５７号
栃木県大田原市紫塚１丁目11番４号　猪瀬アパート２号、前住所栃木県大田原市薄葉1975番地４
債務者　池澤　新一
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５６４号
栃木県真岡市熊倉町3424番地　高橋アパート17号、前住所栃木県真岡市砂ケ原144番地１
債務者　上野　　修
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第８６号
埼玉県越谷市大字砂原字沼之方321番地３
破産者　有限会社セイシン工業
1　決定年月日　平成23年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６５０号
埼玉県春日部市永沼1109番地２
破産者　株式会社ロジネットシステム
1　決定年月日　平成23年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２００号
埼玉県越谷市中町10番19号パラッツォ・デル・ファブロ１―Ｈ号室
破産者　株式会社チェリーブロッサム
1　決定年月日　平成23年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４８２号
最後の住所岐阜県瑞穂市本田183番地１
破産者　亡野津榮一相続財産
1　決定年月日　平成23年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２５０号
静岡県沼津市東椎路618番地１
破産者　有限会社マルグミ
1　決定年月日　平成23年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係